

○原動機の放出量確認等業務要領 新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

改 正 後 (H27/9/1)	改 正 前
II 放出量確認等心得関係	II 放出量確認等心得関係
(窒素酸化物の放出量に係る放出基準) 4. 施行令第11条の7の放出基準は、次の表左欄に掲げる原動機の種類及び能力の区分ごとに、それぞれ同表右欄に掲げる基準とする。	(窒素酸化物の放出量に係る放出基準) 4. 施行令第11条の7の放出基準は、すべての海域において、次の表左欄に掲げる原動機の種類及び能力の区分ごとに、それぞれ同表右欄に掲げる基準とする。
(1) 1次規制値 ①すべての海域	(1) 1次規制値 ※改正前の施行令第11条の7の放出基準 原動機の種類及び能力 窒素酸化物の放出量に係る放出基準
① ディーゼル機関であって、定格出力が130kWを超えて、かつ、定格回転数が毎分130回転未満のもの ② ディーゼル機関であって、定格出力が130kWを超えて、かつ、定格回転数が毎分130回転以上2,000回転未満のもの ③ ディーゼル機関であって、定格出力が130kWを超えて、かつ、定格回転数が毎分2,000回転以上のもの ④ 前3号に掲げるものの以外の原動機	① ディーゼル機関であって、定格出力が130kWを超えて、かつ、定格回転数が毎分130回転未満のもの ② ディーゼル機関であって、定格出力が130kWを超えて、かつ、定格回転数が毎分130回転以上2,000回転未満のもの ③ ディーゼル機関であって、定格出力が130kWを超えて、かつ、定格回転数が毎分2,000回転以上のもの ④ 前3号に掲げるものの以外の原動機
備考 1kW時当たりの窒素酸化物の放出量の算出方法は、5. (窒素酸化物の放出量の算出方法) に定める。	備考 1kW時当たりの窒素酸化物の放出量の算出方法は、5. (窒素酸化物の放出量の算出方法) に定める。
(2) 2次規制値 ①すべての海域	(2) 2次規制値 ※改正後の施行令第11条の7の放出基準 原動機の種類及び能力 窒素酸化物の放出量に係る放出基準

(窒素酸化物の放出量に係る放出基準)

4. 施行令第11条の7の放出基準は、次の表左欄に掲げる原動機の種類及び能力の区分ごとに、それぞれ同表右欄に掲げる基準とする。

(1) 1次規制値
①すべての海域

II 放出量確認等心得関係

(窒素酸化物の放出量に係る放出基準)
4. 施行令第11条の7の放出基準は、すべての海域において、次の表左欄に掲げる原動機の種類及び能力の区分ごとに、それぞれ同表右欄に掲げる基準とする。

(1) 1次規制値

原動機の種類及び能力 窒素酸化物の放出量に係る放出基準

① ディーゼル機関であって、定格出力が130kWを超えて、かつ、定格回転数が毎分130回転未満のもの
② ディーゼル機関であって、定格出力が130kWを超えて、かつ、定格回転数が毎分130回転以上2,000回転未満のもの
③ ディーゼル機関であって、定格出力が130kWを超えて、かつ、定格回転数が毎分2,000回転以上のもの
④ 前3号に掲げるものの以外の原動機

備考 1kW時当たりの窒素酸化物の放出量の算出方法は、5. (窒素酸化物の放出量の算出方法) に定める。

(2) 2次規制値

原動機の種類及び能力 窒素酸化物の放出量に係る放出基準

(2) 2次規制値 ※改正後の施行令第11条の7の放出基準

原動機の種類及び能力 窒素酸化物の放出量に係る放出基準

(窒素酸化物の放出量に係る放出基準)
4. 施行令第11条の7の放出基準は、すべての海域において、次の表左欄に掲げる原動機の種類及び能力の区分ごとに、それぞれ同表右欄に掲げる基準とする。

(1) 1次規制値

原動機の種類及び能力 窒素酸化物の放出量に係る放出基準

① ディーゼル機関であって、定格出力が130kWを超えて、かつ、定格回転数が毎分130回転未満のもの
② ディーゼル機関であって、定格出力が130kWを超えて、かつ、定格回転数が毎分130回転以上2,000回転未満のもの
③ ディーゼル機関であって、定格出力が130kWを超えて、かつ、定格回転数が毎分2,000回転以上のもの
④ 前3号に掲げるものの以外の原動機

備考 1kW時当たりの窒素酸化物の放出量の算出方法は、5. (窒素酸化物の放出量の算出方法) に定める。

	準	
① ディーゼル機関であって、定格出力が 1 3 0 kW を超え、かつ、定格回転数が毎分 1 3 0 回転未満のもの	1 kW 時当たりの窒素酸化物の放出量 (単位は、グラムとする。以下同じ。) の値が 1.4. 4 以下であること。	① 定格出力が 1 3 0 kW を超え、かつ、定格回転数が毎分 1 3 0 回転未満のもの ② ディーゼル機関であって、定格出力が 1 3 0 kW を超え、かつ、定格回転数が毎分 1 3 0 回転以上 2,000 回転未満のもの
② ディーゼル機関であって、定格出力が 1 3 0 kW を超え、かつ、定格回転数が毎分 1 3 0 回転以上 2,000 回転未満のもの	1 kW 時当たりの窒素酸化物の放出量の値が $4.4 \div (\text{毎分の定格回転数})^{0.23}$ 以下であること。	1 kW 時当たりの窒素酸化物の放出量の値が $4.4 \div (\text{毎分の定格回転数})^{0.23}$ 以下であること。
③ ディーゼル機関であって、定格出力が 1 3 0 kW を超え、かつ、定格回転数が毎分 2,000 回転以上のもの	1 kW 時当たりの窒素酸化物の放出量の値が 7.7 以下であること。	③ ディーゼル機関であって、定格出力が 1 3 0 kW を超え、かつ、定格回転数が毎分 2,000 回転以上のもの ④ 前 3 号に掲げるものの以外の原動機
④ 前 3 号に掲げるもの以外の原動機	窒素酸化物の放出量は、限定しない。 備考 1 kW 時当たりの窒素酸化物の放出量の算出方法は、5. (窒素酸化物の放出量の算出方法) に定める。	窒素酸化物の放出量は、5. (窒素酸化物の放出量の算出方法) に定める。
(3) 3次規制値 ※改正後の施行令第11条の7の放出基準		
① 分別表第5に掲げる北米海域及び米国カリブ海船舶		
原動機の種類及び能力	窒素酸化物の放出量に係る放出基準	
① ディーゼル機関であって、定格出力が 1 3 0 kW を超え、かつ、定格回転数が毎分 1 3 0 回転未満のもの	1 kW 時当たりの窒素酸化物の放出量 (単位は、グラムとする。以下同じ。) の値が 3.4 以下であること。	1 kW 時当たりの窒素酸化物の放出量の値が $9 \div (\text{毎分の定格回転数})^{0.2}$ 以下であること。
② ディーゼル機関であって、定格出力が 1 3 0 kW を超え、かつ、定格回転数が毎分 1 3 0 回転以上 2,000 回		

<p><u>車未満のもの</u></p> <p>③ ディーゼル機関であつて、定格出力が 1 3 0 kW を超え、かつ、定格回転数が毎分 2, 0 0 0 回転以上のもの</p> <p><u>備考</u> 1 kW時当たりの窒素酸化物の放出量の算出方法は、5. (窒素酸化物の放出量の算出方法) に定める。</p> <p>※「特定用途原動機」(法第 1 9 条の 4 第 1 項第 2 号又は第 3 号) 及び「特定船用設置原動機」(検査規則 1 条の 2 及び附則第 2 項(平成 27 年国土交通省令第 6 5 号)) を除く。</p>	<p>1 kW時当たりの窒素酸化物の放出量の値が 2. 0 以下であること。</p>
<p><u>IV 事務取扱要領関係</u></p> <p>4 章 国際大気汚染防止原動機証書の記載</p> <p>16. 1. 9. 4 については、III 検査の方法関係 附属書 [1] に規定する 2. 4. 2 表 DM 級に従い、代表原動機の試験燃料油の仕様 (IS08217) を記載すること。 【例】 DMA、DM grade また、二元燃料原動機の場合については、ガス燃料の仕様 (IS08178-5) と、パイロット燃料又はバランス燃料として使用する燃料油の仕様の両方を記載すること。 【例】 Natural Gas, DM grade また、2 次規制と 3 次規制の両方が適用される場合には、それぞれに対応した試験燃料の仕様を併記すること。 【例】 Regulation 13. 4: DMA grade Regulation 13. 5. 1: Natural Gas, DM grade</p> <p>※附屬書 VI regulation 13. 3 (1 次規制値) 13. 4 (2 次規制値) 13. 5. 1 (3 次規制値)</p> <p>17. 1. 9. 5 については、III 検査の方法関係 附属書 [1] に規定する 2. 4. 4 に従い、原動機が満足しなければならない窒素酸化物の放出基準値を記載すること。ただし、当該原動機が原動機アミリー又は原動機グレープに属ること。</p>	<p>MEPC. 251 (66) NOx3 次規制対応 二元燃料対応</p> <p>表 2.4.2 MEPC. 251 (66) NOx3 次規制対応 二元燃料対応</p> <p>17. 1. 9. 5 については、III 検査の方法関係 附属書 [1] に規定する 2. 4. 4 に従い、原動機が満足しなければならない窒素酸化物の放出基準値を記載すること。ただし、当該原動機が原動機アミリー又は原動機グレープに属すること。</p>

する原動機である場合にあっては、当該原動機が属する原動機ファミリー又は原動機グループの範囲中、最も高い定格回転速度における窒素酸化物の放出基準値を記載すること。2次規制と3次規制の両方が適用される場合は、それぞれに応じた放出基準値を併記すること。

[例] Regulation 13.4: 9.7 g/kWh

なお、当該原動機が1次規制が適用される場合は、13.3以外を、2次規制が適用される場合は13.4以外を、3次規制が適用される場合は13.5.1以外を、2次規制と3次規制の両方が適用される場合は、13.4及び13.5.1以外を抹消すること。英文についても同様とする。

[例]

1 次規制の場合
窒素酸化物放出基準値 (g/kWh) , 規則 13.3,~~13.4, 又は13.5.1(該当しないものを抹消すること)~~
Applicable NOx emission limit (g/kWh), regulation 13.3,~~13.4, off 13.5.1 (delete as appropriate)~~

2 次規制の場合
窒素酸化物放出基準値 (g/kWh) , 規則 13.3,~~13.4, 又は13.5.1(該当しないものを抹消すること)~~
Applicable NOx emission limit (g/kWh), regulation 13.3,~~13.4, off 13.5.1 (delete as appropriate)~~

3 次規制の場合
窒素酸化物放出基準値 (g/kWh) , 規則 13.3,~~13.4, 又は13.5.1(該当しないものを抹消すること)~~
Applicable NOx emission limit (g/kWh), regulation 13.3,~~13.4, off 13.5.1 (delete as appropriate)~~

2次規制及び3次規制の場合

する原動機である場合にあっては、当該原動機が属する原動機ファミリー又は原動機グループの範囲中、最も高い定格回転速度における窒素酸化物の放出基準値を記載すること。なお、当該原動機が1次規制を満足する場合は、13.3以外を、2次規制を満足する場合は13.4以外を抹消すること。英文についても同様とする。

[例]

1 次規制の場合
窒素酸化物放出基準値 (g/kWh) , 規則 13.3,~~13.4, 又は13.5.1(該当しないものを抹消すること)~~
Applicable NOx emission limit (g/kWh), regulation 13.3,~~13.4, off 13.5.1 (delete as appropriate)~~

2 次規制の場合
窒素酸化物放出基準値 (g/kWh) , 規則 13.3,~~13.4, 又は13.5.1(該当しないものを抹消すること)~~
Applicable NOx emission limit (g/kWh), regulation 13.3,~~13.4, off 13.5.1 (delete as appropriate)~~

3 次規制の場合
窒素酸化物放出基準値 (g/kWh) , 規則 13.3,~~13.4, 又は13.5.1(該当しないものを抹消すること)~~
Applicable NOx emission limit (g/kWh), regulation 13.3,~~13.4, off 13.5.1 (delete as appropriate)~~

<p><u>窒素酸化物放出基準値 (g/kWh) , 規則 13.3, 13.4, 又は 13.5.1(該当しないものを抹消すること)</u></p> <p><u>Applicable NOx emission limit (g/kWh), regulation 13.3, 13.4, or</u></p> <p><u>13.5.1 (delete as appropriate)</u></p>			
※附属書VI regulation	13.3 (1 次規制値) 13.4 (2 次規制値) 13.5.1 (3 次規制値)	18.1.9.6 については、 <u>III検査の方法関係 附属書〔1〕に規定する 2.4.3.5) に従い算出された窒素酸化物の放出量を記載すること。ただし、原動機ファミリー又は原動機グループに属する原動機である場合にあっては、代表原動機の窒素酸化物の放出量を記載すること。また、<u>2次規制と 3次規制の両方が適用される場合には、1.9.5と同様にそれぞれに対応した放出量を併記すること。</u></u>	18.1.9.6 については、 <u>III検査の方法関係 附属書〔1〕に規定する 2.4.3.5) に従い算出された窒素酸化物の放出量を記載すること。ただし、原動機ファミリー又は原動機グループに属する原動機である場合にあっては、代表原動機の窒素酸化物の放出量を記載すること。</u> MEPC. 251(66) NOx3 次規制対応
附属書〔1〕 原動機の放出量確認等 1.2 用語	本附属書で使用する用語は次に掲げるところによる。 1) 原動機 原動機の種類は、ディーゼル機関をいう。(検査規則第1条の2)	附属書〔1〕 原動機の放出量確認等 1.2 用語 本附属書で使用する用語は次に掲げるところによる。 1) 原動機 原動機の種類は、ディーゼル機関をいう。(検査規則第1条の2)	検査規則改正の 条目
2.1 適用 2.1.1 本附属書の規定は、出力 130kW を超える原動機であって、それぞれ 1) に掲げる適用対象に 2) ~ 5) に掲げる基準を適用する。(*法附則第7条) 1) (略)	2.1 適用 2.1.1 本附属書の規定は、出力 130kW を超える原動機であって、それぞれ 1) に掲げる適用対象に 2) ~ 5) に掲げる基準を適用する。(*法附則第7条) 1) (略)	MEPC. 251(66) NOx3 次規制対応 2.1.1 本附属書の規定は、出力 130kW を超える原動機であって、それぞれ 1) に掲げる適用対象に 2) ~ 5) に掲げる基準を適用する。(*法附則第7条) 1) (略)	<1次規制> 新造船に適用する基準については、以下のとおり。 <1次規制> 略 <2次規制> ④ 全ての船舶 : 2011 (平成23) 年 1月 1日以降

<p>< 3次規制 ></p> <p>⑤ 北米海域及び米国カリブ海域における航海に従事する船舶： 20 16 (平成28) 年 1月 1日以降</p>	<p>3) 原動機改修時の取扱い、 10%を超える出力増強の改修を行った場合は、船舶の建造時期により以下のとおり適用となる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 1次規制： 2010 (平成22) 年 1月 31日までに建造され又は建造着手された船舶に設置された機関 ② 2次規制： 2011 (平成23) 年 1月 1日以降に建造され又は建造着手された船舶に設置された機関 ③ 3次規制： 2016 (平成28) 年 1月 1日以降に建造され又は建造着手された船舶に設置された機関 （北米海域及び米国カリブ海域における航海に従事する船舶に限る） <p>4) 原動機換装時の取扱い、 原動機換装を実施した船舶の規制の適用の概要は以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 原則、換装を行った時期の規制を適用。 なお、未規制船舶搭載機関についても新たに規制が適用されることとなる。同一でない原動機への換装を行った際、3次規制への適合が不可能であるとされる場合の基準については別紙9 (MEPC. 230(65)) 参照。 <p>ア) 1次規制： 2010 (平成22) 年 1月 31日までの換装 イ) 2次規制： 2011 (平成23) 年 1月 1日以降の換装 ウ) 3次規制： 2016 (平成28) 年 1月 1日以降の換装（北米海域及び米国カリブ海域における航海に従事する船舶に限る）</p> <p>② 同一の原動機への換装を行った船舶については以下のとおり。 換装前 → 換装後：</p> <ul style="list-style-type: none"> ア) 未規制→未規制又は1次規制 (シリコンダ当たりの排気量が±15%以内のもの) イ) 1次規制→1次規制 (同一の型式のもの) ウ) 1次規制→1次規制
<p>⑥ 国際航行に従事する船舶： 同一の型式のもの、 それ以外の船舶： 1シリコンダ当たりの排気量が±15%以内のもの</p>	<p>Nox3 次規制対応</p> <p>MEPC. 251 (66) Nox3 次規制対応</p> <p>① 原動機改修時の取扱い、 10%を超える出力増強の改修を行った場合は、船舶の建造時期により以下のとおり適用となる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 1次規制： 2010 (平成22) 年 1月 31日までに建造され又は建造着手された船舶に設置された機関 ② 2次規制： 2011 (平成23) 年 1月 1日以降に建造され又は建造着手された船舶に設置された機関 <p>④ 原動機換装時の取扱い、 原動機換装を実施した船舶の規制の適用の概要は以下のとおりである。 なお、この場合、当該船舶が国際航行に従事するか否かとは関係しない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 原則、換装を行った時期の規制を適用。 なお、未規制船舶搭載機関についても新たに規制が適用されることとなる。 <p>ア) 1次規制： 2010 (平成22) 年 1月 31日までの換装 イ) 2次規制： 2011 (平成23) 年 1月 1日以降の換装</p> <p>② 同一の原動機への換装を行った船舶については以下のとおり。 換装前 → 換装後：</p> <ul style="list-style-type: none"> ア) 未規制→未規制又は1次規制 (シリコンダ当たりの排気量が±15%以内のもの) イ) 1次規制→1次規制 (同一の型式のもの) ウ) 1次規制→1次規制

(同一の型式のもの)
り) 2 次規制→2 次規制
(同一の型式のもの)

<参考> 船舶及び原動機の適用関係については、II 7. を参照。

2. 原動機の放出量確認 2. 4 試験台における NO _x 計測試験 2. 4. 4 試験の評価	<参考> 船舶及び原動機の適用関係については、II 7. を参照。		
	2. 原動機の放出量確認 2. 4 試験台における NO _x 計測試験 2. 4. 4 試験の評価	MEPC. 251 (66) NOx3 次規制対応 3) は NTC2008 3. 1. 4	
1) 重み付け係数を考慮した排気ガス中の NO _x の放出量 (放出される窒素酸化物が全て NO ₂ であると仮定して計算された単位出力及び単位時間当たりの放出量) が、3) に示す原動機の定格回転速度における放出基準値以下であることを確認する。 2) なお、比較を行う NO _x の放出量及び放出基準値は、小数点以下第 1 位 (第 2 位を四捨五入) までの値とすること。 3) 4) における三次規制に従うべき原動機の場合、個々のモード点での特定の放出量は、次の場合を除き、該当 NO _x 放出基準値を 50%超上回つてはならない。 ① 2. 4. 1. 1 ③) に明記される D2 試験サイクルの 10%モード点 ② 2. 4. 1. 1 ④) に明記される CI 試験サイクルの 10%モード点 ③ 2. 4. 1. 1 ④) に明記される CI 試験サイクルのアイドルモード点	2. 原動機の放出量確認 2. 4 試験台における NO _x 計測試験 2. 4. 4 試験の評価	1) 重み付け係数を考慮した排気ガス中の NO _x の放出量 (放出される窒素酸化物が全て NO ₂ であると仮定して計算された単位出力及び単位時間当たりの放出量) が、3) に示す原動機の定格回転速度における放出基準値以下であることを確認する。 2) なお、比較を行う NO _x の放出量及び放出基準値は、小数点以下第 1 位 (第 2 位を四捨五入) までの値とすること。 3) 4) における三次規制に従うべき原動機の場合、個々のモード点での特定の放出量は、次の場合を除き、該当 NO _x 放出基準値を 50%超上回つてはならない。 ① 2. 4. 1. 1 ③) に明記される D2 試験サイクルの 10%モード点 ② 2. 4. 1. 1 ④) に明記される CI 試験サイクルの 10%モード点 ③ 2. 4. 1. 1 ④) に明記される CI 試験サイクルのアイドルモード点	
4) 原動機の定格回転速度における放出基準値	【一次規制】 対象：規制開始日※1 日※1から平成 22 年 12 月 31 日までに建造された船舶に設置されたもの (附則にて措置)	【二次規制】 対象：規制開始日※1 月 1 日以降に建造され た船舶に設置されたもの (附則にて措置)	【三次規制】 対象：平成 28 年 1 月 1 日以降に建造され た船舶及び米国カリ ブ海海域を通航する 船舶に設置されたもの (特定船舶設置原 の (附則にて措置)
	定格回転数毎分 130	17.0 g/kWh 以下	14.4 g/kWh 以下

置		動機※3を除く)に限 る(本則にて措置)	
定格回転数 毎分 130 回	17.0 g /kWh 以 下	<u>14.4 g /kWh 以 下</u>	<u>3.4 g /kWh 以下</u>
転未満※2			
定格回転数 毎分 130 回	<u>45 * 回転数の 0.2 乗 g /kWh 以下</u>	<u>44 * 回転数の 0.2 乗 g /kWh 以下</u>	<u>9 * 回転数の 0.2 乗 g /kWh 以下</u>
転以上 2000 回			
回 転 未 満 ※2			
定格回転数 毎 分 2000	<u>9.8 g /kWh 以 下</u>	<u>7.7 g /kWh 以 下</u>	<u>2.0 g /kWh 以 下</u>
回 転 以 上 ※2			

- ※1 國際航海船舶は平成12年1月1日、それ以外の船舶は平成17年5月19日
 ※2 定格回転数以外に、ディーゼル機関であって定格出力が130kWを超えることが共通条件

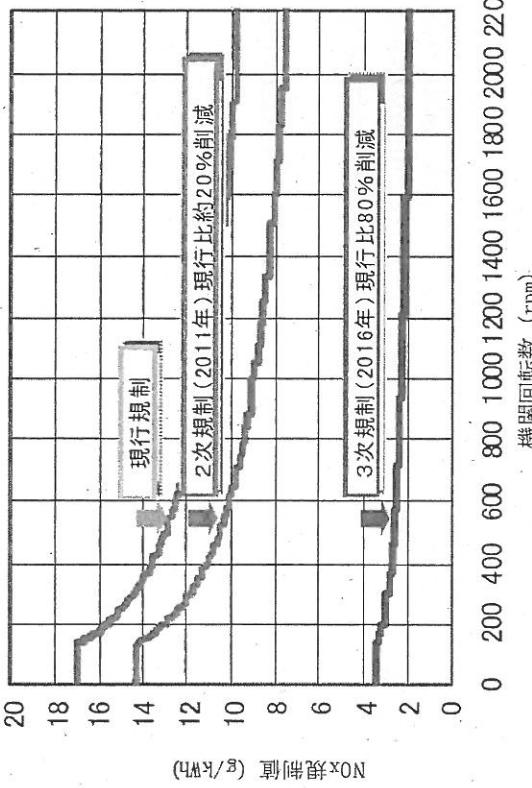
回転未満 ※2		回転未満 ※2	
定格回転数 毎分以上 2000	130 回	45 * 回転数毎分 130 回転以上 2000 回	45 * 回転数の 0.2 乗 g /kWh 以下
回 転 未 満 ※2			
定格回転数 毎 分 2000	<u>9.8 g /kWh 以 下</u>	<u>9.8 g /kWh 以 下</u>	<u>9.8 g /kWh 以 下</u>
回 転 以 上 ※2			

- ※1 國際航海船舶は平成12年1月1日、それ以外の船舶は平成17年5月19日
 ※2 定格回転数以外に、ディーゼル機関であって定格出力が130kWを超えることが共通条件

回転未満 ※2		回転未満 ※2	
定格回転数 毎分 130 回	<u>14.4 g /kWh 以 下</u>	<u>3.4 g /kWh 以下</u>	<u>7.7 g /kWh 以 下</u>
回 転 未 満 ※2			
定格回転数 毎分 130 回	<u>45 * 回転数の 0.2 乗 g /kWh 以下</u>	<u>44 * 回転数の 0.2 乗 g /kWh 以下</u>	<u>9 * 回転数の 0.2 乗 g /kWh 以下</u>
回 転 以 上 ※2			

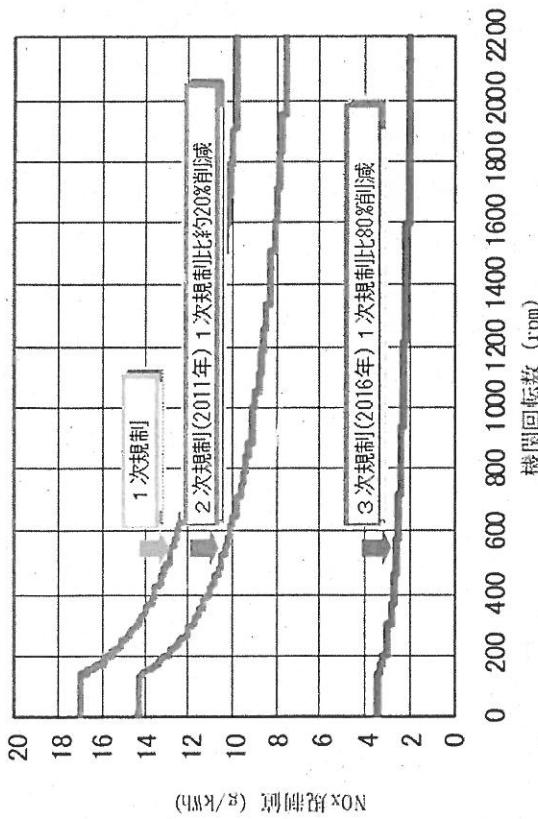
- ※1 國際航海船舶は平成12年1月1日、それ以外の船舶は平成17年5月19日
 ※2 定格回転数以外に、ディーゼル機関であって定格出力が130kWを超えることが共通条件
 ※3 スポーツ又はレクリエーションの用のみに供する長さ24メートル未満の船舶(2021年末までに建造に着手される長さ24メートル以上総トン数500t未満のものを含む)、又は船舶の主たる推進力を得るために設置される原動機の定格出力の合計が750kW未満の船舶が認める船舶に設置されるとがその構造上困難であると地方運輸局長が認める船舶に設置される原動機

図 原動機の NOx の放出基準値



- ※1 國際航海船舶は平成12年1月1日、それ以外の船舶は平成17年5月19日
 ※2 定格回転数以外に、ディーゼル機関であって定格出力が130kWを超えることが共通条件
 ※3 3次規制については、今後規制開始時期及び規制値の見直しが行われる可能性があることに留意すること。

図 原動機の NO_x の放出基準値



2.2.2 原動機の放出量確認等

1) 原動機の放出量確認は、2.4に規定する試験台上におけるNO_x計測試験及びパラメータ・チェックに相当する部品確認を行う。なお、NO_x削減装置がEIAPP認証に含まれている場合、NO_x削減装置は原動機の一部として扱われ、原動機取扱手引書に記載されなければならない。技術的及び実験的理由により一體的な試験が適当でないと主管庁が認める場合を除き、原動機はNO_x削減装置を取り付けた状態で予備認證試験を受けなければならない。NO_x削減装置として選択対象機還元(SCR)システムを使用する原動機の放出量確認を行う場合は別紙1.0(MEPC. 198(62))に従う。

2.4.2.1 原動機の出力等の計測

3) 試験用燃料

① 燃料油を用いる場合、試験用燃料は、以下の表1に規定するDM級の船舶用燃料(ISO8217-2005)で、その原動機の仕様に適した燃料を用いること。ただし、当該燃料が入手できない場合、ISO 8217:2005に指定するRM級燃料油を使用し

2.2.2 原動機の放出量確認等

1) 原動機の放出量確認は、2.4に規定する試験台におけるNO_x計測試験及びパラメータ・チェックに相当する部品確認を行う。

MEPC. 217(63)
NTC 2.2.5.1
SCR 認証ガイド
ライン取り入れ

2.4.2.1 原動機の出力等の計測

3) 試験用燃料

① 試験用燃料は、以下の表1に規定するDM級の船舶用燃料(ISO8217-2005)で、その原動機の仕様に適した燃料を用いること。ただし、当該燃料が入手できない場合、ISO 8217:2005に指定するRM級燃料油を使用し

RM級燃料油を使用しなければならない。燃料油は明確な仕様及びDM級又はRM級の決定のために必要な全ての構成要素の組成について分析されなければならない。また、二元燃料の試験のためにガス燃料を用いる場合、適切な標準ガス燃料を用いること。ガス燃料は、仕様及び構成が分析されなければならない。また、塗素の含有量も計測されなければならない。代表原動機の試験中に用いられる燃料油の試料を試験中に採取すること。

② 試験用燃料の性状を計測及び記録すること。ただし、事前に用いられた燃料油の分析結果により、使用する試験用燃料の性状が確認できることは、当該計測及び記録を省略して差し支えない。
 ③ 燃料温度は原動機製作者等の推奨によること。燃料温度は燃料噴射ポンプの入り口若しくは指定箇所で計測し、計測値及び計測位置を記録すること。
 ④ パイロット燃料として液体燃料を使用する二元燃料原動機は、最大液体/ガス燃料比を用いて試験されなければならない。

2.4.3 排気ガス放出量の算出
 4) 各運動状態における排気ガス成分の流量の算出
 上記に1) にかかる、下表に規定する該当 u_{gas} の値及び別紙6の3. に規定する排気ガス質量流量に基づき、各々のモードにおける生排気ガス中の各構成ガスの放出質量流量を、別紙6. の6. の規定に従い計算しなければならない。

係数 u_{gas} と生排気ガスの燃料特性パラメータ

ガス	Nox	CO	HC	CO ₂	O ₂	ガス	NOx	CO	HC	CO ₂	O ₂
ρ_{gas} kg/m ³	2.053	1.250	(a)	1.9636	1.4277	ρ_{gas} kg/m ³	2.053	1.250	(a)	1.9636	1.4277
ρ_e (d)	0.001586	0.000966	0.000479	0.001517	0.001103	ρ_e			係数 u_{gas} (b)		
燃料油	1.2943	0.001586	0.000966	0.000479	0.001517	燃料油	1.2943	0.001586	0.000966	0.000479	0.001103
(c)						(a)	燃料による				
菜種油	1.2950	0.001585	0.000965	0.000536	0.001516	(b)	$\lambda = 2$ での湿り空気, 273 K, 101.3 kPa				
チルヒスティル						※u 値は理想気体の特性に基づいている。					
メタノール	1.2610	0.001628	0.000991	0.001133	0.001557	0.001132					

なければならぬ。燃料油は明確な仕様及びDM級又はRM級の決定のために必要な全ての構成要素の組成について分析されなければならない。また、塗素の含有量も計測されなければならない。代表原動機の試験中に用いられる燃料油の試料を試験中に採取すること。

② 試験用燃料の性状を計測及び記録すること。ただし、事前に用いられた燃料油の分析結果により、使用する試験用燃料の性状が確認できることは、当該計測及び記録を省略して差し支えない。
 ③ 燃料温度は原動機製作者等の推奨によること。燃料温度は燃料噴射ポンプの入り口若しくは指定箇所で計測し、計測値及び計測位置を記録すること。

④ パイロット燃料又はバランスマントとして燃料油を使用する二元燃料原動機のガスモード運転は、最大燃料油/ガス燃料比を用いて試験されなければならない。

MEPC. 251(66)
 NTC 5. 12. 5. 1
 二元燃料対応

天然ガス	1.2757	0.001609	0.000980	0.001539	0.001119
プロパン	1.2661	0.001621	0.000987	0.001551	0.001128
ブタン	1.2805	0.001603	0.000976	0.000512	0.001533

- (a) 燃料による
 (b) $\lambda = 2$ での湿り空気、273 K, 101.3 kPa
 (c) 石油由来のもの
 (d) 排気ガスの公称密度
- ※u 値は理想気体の特性に基づいている。

別紙 1 略語、添字及び記号

表 3 NO_x 計測試験に使用される用語及び変数の記号並びに添字

記号	用語	単位	記号	用語	単位
$T_{Fuel\perp}$	燃料油温度 (原動機入口前)	°C	T_{Fuel}	燃料油温度	°C
T_{Fuel_G}	ガス燃料温度 (原動機入口前)	°C		(略)	
	(略)			(略)	

※二元燃料原動機のみ

表 4 排気ガス流量の算出に使用される記号、用語の説明及び変数

記号	説明	単位	備考
$W_{H/F}$	燃料の水素含有量	% m/m	
$W_{C/F}$	燃料の炭素含有量	% m/m	
$W_{S/F}$	燃料の硫黄含有量	% m/m	
$W_{N/F}$	燃料の窒素含有量	% m/m	
$W_{O/F}$	燃料の酸素含有量	% m/m	
$W_{P/S}$	燃料の窒素含有量	% m/m	
α	モル比 (H/C)		

※ "G"はガス燃料、"L"は液体燃料を表す。

別紙 1 略語、添字及び記号

表 3 NO_x 計測試験に使用される用語及び変数の記号並びに添字

MEPC. 251 (66)	NTC 6.3.2.1
二元燃料対応	

別紙 1 略語、添字及び記号

MEPC. 251 (66)	NTC Table 4
二元燃料対応	

別紙 3-1 原動機取扱手引書の標準様式

1.～2. (略)

別紙 3-1 原動機取扱手引書の標準様式

1.～2. (略)

誤訳訂正

3. 原動機に係る窒素酸化物の放出状況の確認方法 ⑤ (テクニカルコード 2. 4. 3 : 船舶検査時に行う、NO _x 検証方法) 4.～5. (略) 6. 構成部品の交換及び調整に係る記録 ⑥ (テクニカルコード 6. 2. 2. 7. 1 : エンジンパラメータ記録簿)	3. 原動機に係る窒素酸化物の放出状況の確認方法 ⑤ (テクニカルコード 2. 4. 1 : 船舶検査時に行う、NO _x 検証方法) 4.～5. (略) 6. 構成部品の交換及び調整に係る記録 ⑥ (テクニカルコード 6. 2. 3. 3 : エンジンパラメータ記録簿)												
別紙 6 排気ガス流量計算式	別紙 6 排気ガス流量計算式に使用する計算式 1.～3. (略) 4. 排気ガス成分濃度の湿り濃度への補正 1) ～2) (略) 3) 式 (6), (7), (8)において q_{mf} , W_{ALF} , W_{BET} , W_{DEL} , W_{EPS} については、二元燃料エンジンのガスマード運転を行う際、 次の表に従い計算されなければならない。 <table border="1"><thead><tr><th>記号</th><th>計算式</th></tr></thead><tbody><tr><td>q_{mf}</td><td>$q_{mf_G} + q_{mf_L}$</td></tr><tr><td>W_{ALF}</td><td>$(q_{mf_G} * W_{ALF_G} + q_{mf_L} * W_{ALF_L}) / (q_{mf_G} + q_{mf_L})$</td></tr><tr><td>$W_{BET}$</td><td>$(q_{mf_G} * W_{BET_G} + q_{mf_L} * W_{BET_L}) / (q_{mf_G} + q_{mf_L})$</td></tr><tr><td>$W_{DEL}$</td><td>$(q_{mf_G} * W_{DEL_G} + q_{mf_L} * W_{DEL_L}) / (q_{mf_G} + q_{mf_L})$</td></tr><tr><td>$W_{EPS}$</td><td>$(q_{mf_G} * W_{EPS_G} + q_{mf_L} * W_{EPS_L}) / (q_{mf_G} + q_{mf_L})$</td></tr></tbody></table>	記号	計算式	q_{mf}	$q_{mf_G} + q_{mf_L}$	W_{ALF}	$(q_{mf_G} * W_{ALF_G} + q_{mf_L} * W_{ALF_L}) / (q_{mf_G} + q_{mf_L})$	W_{BET}	$(q_{mf_G} * W_{BET_G} + q_{mf_L} * W_{BET_L}) / (q_{mf_G} + q_{mf_L})$	W_{DEL}	$(q_{mf_G} * W_{DEL_G} + q_{mf_L} * W_{DEL_L}) / (q_{mf_G} + q_{mf_L})$	W_{EPS}	$(q_{mf_G} * W_{EPS_G} + q_{mf_L} * W_{EPS_L}) / (q_{mf_G} + q_{mf_L})$
記号	計算式												
q_{mf}	$q_{mf_G} + q_{mf_L}$												
W_{ALF}	$(q_{mf_G} * W_{ALF_G} + q_{mf_L} * W_{ALF_L}) / (q_{mf_G} + q_{mf_L})$												
W_{BET}	$(q_{mf_G} * W_{BET_G} + q_{mf_L} * W_{BET_L}) / (q_{mf_G} + q_{mf_L})$												
W_{DEL}	$(q_{mf_G} * W_{DEL_G} + q_{mf_L} * W_{DEL_L}) / (q_{mf_G} + q_{mf_L})$												
W_{EPS}	$(q_{mf_G} * W_{EPS_G} + q_{mf_L} * W_{EPS_L}) / (q_{mf_G} + q_{mf_L})$												
5.～7. (略)	8 5) 式 (1)において q_{mf} , W_{ALF} , W_{BET} , W_{DEL} , W_{EPS} については、二元燃料エンジン のガスマード運転を行いう際、次の表に従い計算されなければならない。 <table border="1"><thead><tr><th>記号</th><th>計算式</th></tr></thead><tbody><tr><td>q_{mf}</td><td>$q_{mf_G} + q_{mf_L}$</td></tr><tr><td>W_{ALF}</td><td>$(q_{mf_G} * W_{ALF_G} + q_{mf_L} * W_{ALF_L}) / (q_{mf_G} + q_{mf_L})$</td></tr><tr><td>$W_{BET}$</td><td>$(q_{mf_G} * W_{BET_G} + q_{mf_L} * W_{BET_L}) / (q_{mf_G} + q_{mf_L})$</td></tr></tbody></table>	記号	計算式	q_{mf}	$q_{mf_G} + q_{mf_L}$	W_{ALF}	$(q_{mf_G} * W_{ALF_G} + q_{mf_L} * W_{ALF_L}) / (q_{mf_G} + q_{mf_L})$	W_{BET}	$(q_{mf_G} * W_{BET_G} + q_{mf_L} * W_{BET_L}) / (q_{mf_G} + q_{mf_L})$				
記号	計算式												
q_{mf}	$q_{mf_G} + q_{mf_L}$												
W_{ALF}	$(q_{mf_G} * W_{ALF_G} + q_{mf_L} * W_{ALF_L}) / (q_{mf_G} + q_{mf_L})$												
W_{BET}	$(q_{mf_G} * W_{BET_G} + q_{mf_L} * W_{BET_L}) / (q_{mf_G} + q_{mf_L})$												

$$\begin{aligned} W_{DL} &= \frac{(Q_{mf_G} * W_{DL,G} + Q_{mf_L} * W_{DL,L})}{(Q_{mf_G} + Q_{mf_L})} \\ W_{ES} &= \frac{(Q_{mf_G} * W_{ES,G} + Q_{mf_L} * W_{ES,L})}{(Q_{mf_G} + Q_{mf_L})} \end{aligned}$$

別紙 7 パラメータ・チェック法について
(NOx テクニカルコード 2008 付録 7 に対応)

No. パラメータチェック チェック内容

11	水噴射	●水噴射量の確認	監視システムの確認	負荷に対応する水消費量(監視)
12	エマルジョン燃料	●水添加量の確認	監視システムの確認	.1 負荷に対応する燃料ラックの位置(監視) .2 負荷に対応する水消費量(監視)
13	排ガス再循環(EGR)	●再循環量する排ガス量の確認	監視システムの確認	.1 再循環される排ガスの負荷に対する質量流量(監視) .2 排気(新鮮空気と再循環排ガスの混合気体)中の二酸化炭素濃度(監視) .3 排氣中の酸素濃度(監視)
14	選択触媒還元(SCR)	●還元剤の使用量の確認	監視システムの確認	負荷に対応する還元剤の質量流量(監視)
		●ID No. の照合 ●外形寸法 ●配置の照合	開放検査	触媒の状態確認(目詮まりの有無、損傷の有無等)

*1: コモンレイル(共通噴射)方式の場合のみ適用

別紙 7 パラメータ・チェック法について

(NOx テクニカルコード 2008 付録 7 に対応)

NCT2008
Appendix 7
3 次規制に向け
項目を追加

No.	パラメータチェック	チェック内容	(略)
-----	-----------	--------	-----

- *1: コモンレイル(共通噴射)方式の場合のみ適用
- *2: 下死点到達前に閉じる吸気弁を持つ4サイクルエンジンの場合のみ適用
- ※パラメータによっては、原動機製作皆等の協力のもと検査が免原動機を搭載した船舶の所有者は、管海官庁の判断により差し支えないと認められた場合、どのチェック方法を適用するか選択することができる。上記チェックリスト内に挙げられているいずれの方法あるいはこれらの組み合わせであっても選択可能である。

*2：下死点到達前に閉じる吸気弁を持つサイクルエンジンの場合のみ適用

※パラメータによっては、原動機操作者等の協力のもと検査対象原動機を搭載した船舶の所有者は、管海官庁の判断により差し支えないと認められた場合、どのチェック方法を適用するか選択することができる。上記チェックリスト内に挙げられているいずれの方法あるいはそれらの組み合わせであっても選択可能である。

※フィードバック制御のない選択触媒還元(SCR)式のエンジンの場合には、オプションのNO_x計測定期的なスポットチェック又は監視は、周囲条件又は燃料品質によって排出ガスが変わるために係らず、SCRの効果が認証保持の状態に維持されていることを示すのに有用なものである。

別紙 8 パラメータ NO_x の放出量に影響を与える構成部品及び調整可能な部品 (NO_x テクニカルコード 2008 付録 7 に対応)

No.	パラメータ	NO _x 低減に 対する調整	メカニズム	調整の 影響度	備考	備考
(略)						
11	水噴射	水噴射率の 増加	燃焼室への水導入による 燃焼温度の低減	○	—	—
12	エマルジョン燃料	水転化率の 増加	燃焼室への水導入による 燃焼温度の低減	○	水添加率が設定値 より低いと NO _x 排 出量増大。高いと ディーゼルノック 発生。	酸素濃度が設定値 より低いとスマー ク増大。高いと NO _x 排出量増大。
13	排ガス再循環 (EGR)	排ガス循環 量の増加	掃気中の O ₂ 濃度の低下と CO ₂ 濃度上昇による比熱増 加により燃焼温度を低減	○	—	—
14	接触還元触 媒 (SCR)	還元剤噴射 量の増加	触媒作用により還元剤と NO _x を反応させ、排ガス中の NO _x を除去	○	• 90%以上の脱硝が 可能 • 謝元剤の噴射量 が過剰な場合、未 反応のアンモニア の排出が増加 (ア)	—

別紙 8 パラメータ NO_x の放出量に影響を与える構成部品及び調整可能な部品 (NO_x テクニカルコード 2008 付録 7 に対応)

No.	パラメータ	NO _x 低減に 対する調整	メカニズム	調整の 影響度	備考
(略)					

NCT2008
Appendix 7
3 次規制に向け
項目を追加

				シモニアスリツ ブ)
反応器入口 排気ガス温 度	排気ガス温度により脱硝 率が変化	◎	触媒反応に適正な 排気ガス温度は触 媒等により異な る。	

別紙 9 IMO 決議 MEPC. 230 (65)	2013 年 5 月 13 日採択	(新設) MEPC. 230 (65) の 取扱
MARPOL 条約附屬書 VI 第 13 規則 2. 2 に規定される NOx 3 次規制への適合を 求められない非同一原動機への換装に係る 2013 年のガイドライン		

環境保護委員会は、
委員会任務に関して、国際海事機関の第 38 条(a)を想起し、
さらに、第 58 回委員会において、技術的向上及び実施経験を踏まえ NOx
放出規制値を大幅に強化した、決議 MEPC. 176 (58) による MARPOL Annex VI
の改正が委員会に採択されることを想起し、
MARPOL Annex VI 第 13. 2. 2 規則に規定されるとおり、船用ディーゼル原
動機が非同一原動機間に換装される場合、NOx 放出規制が適用されなければ
ならないことに注目し、
換装される原動機が第 13. 5. 1. 1 規則(3 次規制)に対応できない場合の基
準を定めるための指針を開発する必要があると認識し、
第 65 回委員会は、3 次規制に適合することを要求されない非同一原動機
への換装に関する第 13. 2. 2 規則に規定されるガイドラインが、第 17 回ば
ら積荷体・ガス小委員会より提案されたことを考慮し、
1. 本決議の附属書として、3 次規制に適合することを要求されない非同
一原動機への換装に関する第 13. 2. 2 規則に規定されるガイドラインを探
扱した。
2. 主管庁は、非同一原動機に換装される際の原動機の認証において、こ

のガイドラインの附属書を考慮するよう招請する。

3. MARPOL Annex VI 加盟国及びその他各國政府が、本附屬書のガイドラインについて、船主、オペレーター、造船所、エンジンメーカー及びその他の団体に周知するよう要請する。

4. このガイドラインは、得られた経験に照らし合わせ、引き続き検討していきことに合意する。

附屬書

MARPOL条約附屬書VI第13規則2.2に規定されるN0x3次規制への適合を求めるよう非同一原動機換装(出力130kw超)が必要となった場合であつて、求められない非同一原動機への換装に係るガイドライン

1. 非同一原動機への換装に係るMARPOL附屬書VIの規則13が原則適用となるような原動機換装(出力130kw超)が必要となつた場合であつて、2016年1月1日以降に換装を行い、MARPOL附屬書VIの規則13.6に定める海域内を航行する際は、以下の場合を除きパラ5.1.1の各規則(3次規制)に定める基準に適合させなければならない。

.1.3次規制に適合する同格の換装用原動機が市販されてない場合。又は、
.2. 換装用原動機が、三次規制を順守するために、NOx削減装置を装備する必要があるが、以下の事情がある場合。

.1. 船上における利用可能なスペースが限られており、容積的に設置できない。又は、

.2. 追加の換気設備及び防熱装置を機関室又は居室に施工できない場合であつて、大規模な熱放出が、船の構造、敷板、又は装置に悪影響を与える可能性がある。

2. 三次規制原動機に実行上船舶に換装できないことを決定するにあたつて、原動機の寸法と重量だけではなく、その他関連する船の特性を含めた評価が必要である。これらの関連する特性とは次のものが含まれる:

.1. 例えば、駆動軸、減速機、冷却器、排気及び換気システム、並びに、プロペラ軸などの下位の船舶構成設備

.2. ディーゼル発電機の電気システム(間接駆動機関);及び
.3. 原動機を選択する際に影響を与えるような、その他の補助システム、

及び船舶用機器。

3 制限事項は、全ての開運するモードポイントにおけるSCR適用のために必要な境界条件及び性能データを満たすために求められる、原動機の調整マッチングについても考慮されなければならない。

4 もし、換装する原動機が複数機（2機）配置された中の一部であり、それが三次規制の適用日前に設置されたものであることから三次規制に適合していない原動機に交換する場合は、複数機の配置にマッチさせる必要があることは、考慮される基準の一部とされなければならない。このような場合にあって、もし、複数機として配置された換装原動機の免除を決定するのであれば、設置された原動機が対（又は、それ以上の主機として配置されており、その対では複数の原動機が設置された船用機の場合よりも同等の操縦性/駆動性の応答を確保する必要があることを、明確にしなければならない。

5 設備容量を超えた船舶の電気需要の増加を招かないことを条件として、
三次規制に適合している換装原動機が設置されなければならない。

6 どのような場合であっても、船舶の復原性が許容できない水準まで減少するような構造変更は許容されるべきではない。

7 主管庁は、非同一の換装原動機が三次規制を満たす必要がないかどうかを判断するためには、船主の装置の仕様を考慮しなければならない。（例えば、尿素の過剰な貯蔵容量を必要とする（ベンカーの容量と比べて）、又はSCR装置が不適に低い割合よりも原動機の重量/容積を増加させない。）

8 換装原動機が三次規制に適合させることが要求されないかどうかの判断に影響すべきではない、三次規制と二次規制の原動機の違いは、例えば次のものなど。

.1 保証期間又は平均寿命；

.2 費用；又は

.3 生産期間

9 船主は、主管庁に、このガイドラインを考慮し、三次規制対応原動機を設置することが出来ないことの証拠を提供しなければならず、さらに原動機を設置する際に具体的に何が三次規制を満たすことの妨げになったのかを報告しなければならない。船主は三次規制に適合する原動機を調

査したことについて立証しなければならず、サイズ及び性能の観点から最も利用可能なものに近い原動機が、当該船舶に適していないことの理由を説明しなければならない。調査は、元の原動機の製造者以外の製造者によって生産された原動機を含めなければならない。このドキュメントは、正式に主管航行より承認され、換装用エンジンのEIAAPP証書と一緒に保管されなければならない。

別紙 10 IMO 決議 MEPC.198(62)

2011 年 7 月 15 日採択
2015 年 5 月 15 日改正 (MEPC. 260(68))

SCR システムを取り付けた舶用ディーゼルエンジンに関する特定の要件
に係る NO_x テクニカルコード 2008 の追加的見地に向けた 2011 年のガイド

ドライイン

環境保護委員会は、
委員会任務に關して、国際海事機関の第 38 条(a)を想起し、

さらに、第 58 回委員会において、決議 MEPC.156(58)による MARPOL Annex VI の改正及び決議 MEPC.177(58)による「舶用ディーゼルエンジンからの NO_x 排出規制」に関するテクニカルコード (2008)」の改正が委員会に採択されることを想起し、

MARPOL Annex VI 第 13 規則]により、NO_x Technical Code 2008 が Annex の下、強制であることに注目し、

さらに、NO_x削減装置の使用が NO_x Technical Code 2008 で想定されるごと、及び、選択式還元触媒システム (SCR systems) が NO_x の三次規制を達成するための NO_x 削減装置であることに注目し、

第 62 回委員会は、第 15 回ばら積液体・ガス小委員会において、SCR システムを取り付けた舶用ディーゼルエンジンに関する特定の要件に係る NO_x テクニカルコード 2008 の追加的見地に向けたガイドラインが作成されたことを考慮し、

(新設)

MEPC.198(62) の
取入

本決議の附属書として、選択式還元触媒（SCR）システムを取り付けた船舶用ディーゼルエンジンに関する特定の要件に係る NOx テクニカルコード 2008 の追加見地に向けた 2011 年のガイドラインを採択した。
主管庁は、SCR システムを取り付けたエンジンを認証する際、この附属書のガイドラインを考慮するよう招請する。

MARPOL Annex VI 加盟国及びその他各國政府が、NOx テクニカルコードに関連するガイドライン附屬書について、船主、オペレーター、造船所、エンジンメーカー及びその他の団体に周知するよう要請する。
これらのガイドラインを、得られた経験に照らし合わせ、引き続き検討していくことに同意する。

附属書

SCR システムを取り付けた船舶用ディーゼルエンジンに関する特定の要件に係る NOx テクニカルコード 2008 の追加的見地に向けた 2011 年のガイドライン

目次	
1 導入	
2 一般	
2.1 目的	
2.2 適用	
2.3 定義	
3 予備認証手順	
3.1 一般	
3.2 テクニカルファイル及び船上における NOx 検証方法	
3.3 還元剤の漏れを最小限に抑えるための手段	
3.4 予備認証手順	
3.5 EIAPP 証書	
4 SCR を取り付けたエンジンシステムのファミリー及びグループの概念	
5 スキーム A の試験方法	
5.1 一般	

5.2 排気ガスの計算

6 スキームBの試験方法

6.1 一般

6.2 エンジンの試験方法の検証

6.3 SCR チャンバーの試験方法

6.4 特定放出量の計算

6.5 主管庁に提出する試験成績書

7 船上におけるスキームBの確認試験

1 導入

NOx削減装置の使用が NOx Technical Code 2008 (NTC 2008) セクション 2.2.5 で想定されている、そして、選択触媒還元 (SCR) システムが、このような装置の一つである。

1.2 NTC 2008 には、SCR システムを取り付けたエンジンシステムを予備認証するための 2つの方法が含まれている：

.1 SCR システムを取り付けたエンジン：NTC 2008 パラグラフ 2.2.5.1 に従い承認。試験は NTC 2008 第 5 章に従う。

.2 簡易計測法 (NTC 2008 パラグラフ 2.2.5.2 (初期の不適合の場合) に規定されるセクション 6.3 に従う)。

1.3 NTC 2008 のパラグラフ 2.2.5.1 に従い、SCR システムを取り付けたエンジンシステムは試験されなければならない。(スキーム A)。このガイドラインパラグラフ 3.1.1 に概説するような理由から適当ではない場合は、このガイドラインに定めるとおり、スキーム B の規定が適用されなければならない。

1.4 主管庁は、SCR を取り付けたエンジンを認証する際に、このガイドラインを考慮することが招請される。

2 一般

2.1 目的

このガイドラインの目的は、MARPOL 附屬書 VI 第 13 規則の要件の遵守することを確保するため、設計、試験、検査及び SCR システムを取り付けた

船用ディーゼル機関の認証に係るNTC2008の要求事項に加えて、指針を提供することである。

2.2 適用

このガイドラインは、MARPOL附属書VI第13規則の遵守のためにSCRを取り付けた船用ディーゼルエンジンに適用される。

2.3 定義

2.3.1 特段の定めがない限り、このガイドライン中の用語は、MARPOL附屬書VI第2規則、及びNTC2008セクション1.3で定義されている用語と同様である。

2.3.2 「SCRを取り付けたエンジンシステム」とは、船用ディーゼルエンジン、SCRチャンバー及び還元剤噴射システムから構成されるシステムをいう。NO_xの還元性能に係る制御装置が提供される場合、それは、システムの一部と見なされる。

2.3.3 「触媒ブロック」とは、排気ガスが通過し、その内面に排気ガス中のNO_xを低減させる触媒組成を含む、特定の寸法のブロックをいう。

2.3.4 「SCRチャンバー」とは、触媒ブロックを含み、その中に、排気ガスと還元剤が流れれる統合ユニットをいう。

2.3.5 「還元剤噴射システム」とは、ノズルに還元剤を供給するためのポンプ、排気ガス流に還元剤を噴霧するノズル、及び噴霧制御装置から構成されるシステムをいう。

2.3.6 「AV(面積速度)の値」とは、単位時間当たりの触媒ブロックを通過する排気ガス流量 (m³/h) を、SCRチャンバー内の触媒ブロックの合計活性表面積 (m²) で除した値をいう。したがって、AV値の単位は (m/h) となる。排気ガスの流量は、0°C101.3 kPaでの容積から決定される。

2.3.7 「SV(空間速度)の値」とは、単位時間当たりの触媒ブロックを通過する排気ガス流量 (m³/h) を、SCRチャンバー内の触媒ブロックの合計容積 (m³) で除した値をいう。したがって、SV値の単位は (1/h) となる。排気ガスの流量は、0°C101.3 kPaでの容積から決定される。

2.3.8 「触媒ブロックの合計容積」とは、触媒ブロックの外形寸法に基づく容積をいう。

2.3.9 「LV(線速度)の値」とは、単位時間当たりの触媒ブロックを通過

する排気ガス流量 (m³/h) を、排気ガスの流れに対する法線方向での触媒ブロックの断面積 (m²) で除した値をい。したがって、LV 値の単位は (m/h) となる。排気ガスの流量は、0°C101.3 kPa の容積から決定される。

2.3.10 「ブロック断面」とは、外形寸法に基づく、触媒ブロックの断面積 (m²) い。

2.3.11 「NO_x還元率η」とは、以下の式から導き出される値をい。η の単位は (%)。

$$\eta = \frac{(C_{inlet} - C_{outlet})}{C_{inlet}} \cdot 100$$

ここで、

C_{inlet} とは、SCR チャンバーの入口で計測される NO_x 濃度 (ppm) をい。

C_{outlet} とは、SCR チャンバーの出口で計測される NO_x 濃度 (ppm) をい。

3 予備認証手順

3.1 一般

3.1.1 SCR を取り付けたエンジンシステムは、NTC2008 第 2 章に基づき認証されなければならない。エンジンと SCR を組み合わせたシステムでは、サイズ・設置・その他の制限事項により試験台での試験が実施できず、NTC2008 第 5 章の要件に完全に従う船上試験も実施できない場合には、このガイドラインのスキーム B によって提供される手順が適用されるべきである。

3.1.2 認証の申請者は、システム全体 (SCRを取り付けたエンジンシステム) に対して、責任主体とならなければならぬ。例えば、エンジンメーカー。

3.1.3 申請者は、システム全体のテクニカルファイル、船上における NO_x 検証手順の説明、及び、該当する場合にあつては確認試験手順の説明を含めたすべての必要な書類を提供しなければならない。

3.2 テクニカルファイル及び船上における NO_x 検証方法

- 3.2.1 このガイドラインのパラグラフ 3.1.3 及び NTC2008 のセクション 2.4 で提供すべきとされる情報に加えて、SCR を取り付けたエンジンシステムでは、以下の情報をテクニカルファイルに含めなければならない。:
- .1 還元剤：構成種類及び濃度；
 - .2 限界寸法と供給量を含む還元剤噴射システム；
 - .3 エンジン排気マニホールドから SCR チャンバーに向かう排気ダクト内の SCR の構成部品の仕様に係る設計特性；
 - .4 触媒プロックについて、その仕様及び SCR チャンバー内における配置；
 - .5 SCR チャンバーの入口における許容排気温度（最大値と最小値）を含む入口でのパラメータ；
 - .6 クロスユニットパラメータ： SCR チャンバーの入口及び出口、並びに SCR の構成に起因する排気ダクト内の許容圧力損失 (ΔP)。
 - .7 エンジンに適用される NO_x 排出規制値の継続的な遵守につながる燃料油の品質に関する事項
 - .8 SCR 性能の劣化に関する要因。例えば、SCR プロックの交換条件及び推奨交換時間；
 - .9 SCR の制御配置及び設定。例えば、モデル、制御装置の仕様；
 - .10 還元剤スリップを最小限に抑えるための手段
 - .11 検証手順としてのパラメータチェック法：パラメータチェック法の適用に関して、NTC2008 付録IIIの要求事項を満足するまたは超える分析器を用いた提案された手順の妥当性を評価する際に、NTC2008 パラグラフ 2.3.6 に規定する要求事項及び NTC2008 付録VII パラグラフ 2 で与えられる指針を考慮しなければならない。;そして、
 - .12 製造者に指定されたその他のパラメーター。
- 3.3 還元剤スリップを最小限に抑えるための手段
- 3.3.1 還元剤として、尿素水溶液、アンモニア水、又はアンモニアガスを SCR で使用する場合、システム内への還元剤の過剰供給を回避するため、還元剤の漏れを防止するための手段が提供されなければならない。還元剤注シシステムは、システムからの有害物質の排出を防止するように設計されなければならない。

3.4 予備認証手順

3.4.1 SCRを取り付けたエンジンシステムの試験及び予備認証は、スキーム A (本ガイドラインのセクション5に規定される) 又はスキーム B (本ガイドラインのセクション6及び7に規定される) のいずれか適切なものによつて行われなければならない。

3.5 EIAPP 証書

3.5.1 國際大氣污染防治原動機証書 (EIAPP 証書) (NTC2008 付録 I 参照)
は、テクニカルファイルが承認された後に、主管庁により発行されなければならない。

3.5.2 申請者が予備認証のためにスキーム B を選択した際、船上初回確認試験に合格するまで、IAPP 初回検査は終了するべきではない。システムが最終的に合格するまで、申請者は責任主体であり続ける。

4 SCR を取り付けたエンジンシステムのファミリー及びグループの概念

4.1 NTC2008 第4章の要求事項は、SCR を取り付けたエンジンシステムにも同様に適用される。

5 スキーム A の試験方法

5.1 一般

5.1.1 スキーム A によるエンジンと SCR を組み合わせたシステムのための試験は、要求に応じて、適用される MARPOL 附属書 VI の NO_x 排出規制値への適合を確保することである。NTC2008 第5章に定める試験台での測定方法を適用するべきである。

5.2 排気ガスの計算

5.2.1 NTC2008 セクション5.12 の計算方法は、SCR を取り付けたエンジンシステムに対しても適用される。排気ガス質量流量計算 (付録書 IV) 又は乾/湿補正係数 (NTC2008 パラグラフ 5.12.3.2.2 式 (11)) への影響に開して、排気ガス流に噴射される還元剤の考慮はしない。湿度及び温度への NO_x 補正係数 (NTC2008 パラグラフ 5.12.4.5 の式 (16) 及びパラグラフ 5.12.4.6 の式 (17)) は適用してはならない。

5.2.2 SCR を取り付けたエンジンシステムについては、以下のパラメータ

一を測定し、NTC2008 パラグラフ 5.10 に従ったエンジン試験報告書に記録しなければならない：

- .1 各負荷ポイントにおける還元剤の噴射量 (kg/h)；
- .2 SCR チャンバーの入口及び出口における排ガス温度 (° C)；
- .3 壓力損失 (kPa) : SCR チャンバーの入口及び出口における圧力を測定し、圧力損失 Δp を計算する必要がある。メーカーが Δp の許容限度を設定している場合は、それを確認しなければならない。；そして、
- .4 主管庁が指定する、その他のパラメーター。

6 スキーム B の試験方法

6.1 一般

6.1.1 スキーム B による SCR を取り付けたエンジンシステムのための試験は、要求に応じて、適用される MARPOL 附屬書 VI の NO_x 排出規制値への適合を確保することである。スキーム B の試験方法は以下のとおりである：

- .1 エンジンは、このガイドラインのパラグラフ 6.2.1 に従って、NO_x 放出量 (g/kWh) を得るために試験される；
- .2 SCR による NO_x 還元率は、他の考慮されるパラメーターと同様に、幾何学的標準条件、化学的 NO_x 変換モデルを考慮したモデリングツールによつて計算することができる。
- .3 SCR チャンバー (フルスケールである必要はない) は、このガイドラインのパラグラフ 6.1.1.2 で使用されている、計算モデルのためのデータを作り出すため、このガイドラインのパラグラフ 6.3 に従つて試験されなければならない。
- .4 SCR を取り付けたエンジンからの NO_x 放出量は、エンジンからの NO_x 放出値及び SCR チャンバーの NO_x 還元率を使用して、このガイドラインのセクション 6.4 に従つて算出される。この時点で、テクニカルファイルは完成し、そして、算出された NO_x 放出値が EIAPP 証書の追補に記入される。
- .5 SCR と組み合わされたエンジンの NO_x 放出性能は、このガイドラインのパラグラフ 7.5 の手順に従つて、確認試験により検証される。

6.1.2 このガイドラインの 6.1.1.1 で規定されるガス排出の計算は、
5.2.1 に従つて行われる。

6.2 エンジンの試験方法の検証

6.2.1 エンジンの試験の目的は、このガイドラインのセクション 6.4 で使用するための放出値を確立することである。当該計測は、NTC2008 第 5 章に従うべきである。

6.2.2 NTC2008 パラグラフ 5.9.8.1 では、エンジンシステムにおいて、各モード点で計測されるエンジン状態を要求している。これは、SCR を取り付けたエンジンの場合にも同様に適用される。さらに、SCR チャンバーの入口における排気ガス温度は、パラグラフ 5.10 に要求されるおり、決定され、試験報告書に記録されなければならない。

6.3 SCR チャンバーの試験方法

6.3.1 一般

6.3.1.1 検証試験における SCR チャンバーは、フルスケール又はスケーリングされたページのいずれかで差し支えない。SCR チャンバーは、このガイドラインのセクション 6.2 で測定した排気ガス中の NO_x 濃度 (ppm) が期待されたとおり減少されることを実証されなければならない。従って、SCR チャンバーの NO_x 還元率は、個々のモードの点において決定されなければならない。スケーリングされたバージョンの SCR チャンバーで行われる場合、スケーリング処理が主管庁により有効であることを確認されなければならない。

6.3.2 各モードにおける試験条件

6.3.2.1 排気ガス、触媒、還元剤及び注入システムは、各モードにおいて以下の条件を満たさなければならない：

.1 排気ガス流量

試験のための排気ガス流量は、触媒モデルの寸法を考慮して、スケーリングされなければならない。

.2 排気ガス成分

試験のための排気ガスは、ディーゼル機関の排気ガス、又は、疑似ガスのいずれかではなくなければならない。
ディーゼル機関の排気ガスが使用される場合、濃度に関し、このガイド

インのセクション 6.2 に定める排気ガスに、NOx、O₂、CO₂、H₂O 及び SO₂ に關して (それぞれ要求濃度の土5%)、一致しなければならない。
疑似ガスが使用される場合には、濃度に關し、このガイドラインのセクション 6.2 に定める排気ガスに、NOx、O₂、CO₂、H₂O 及び SO₂ (それぞれ要求濃度の土5%)、N₂ バランスに關して一致しなければならない。

3 排気ガス温度

テストに使用した排気ガスの温度は、NTC2008_3.1.4 で示されるもの以外の全ての負荷ポイントにおいて SCR チャンバーが有効であること及び硫酸水素アンモニウム生成又は還元剤の破壊が発生しないことを確保しつつ、このガイドラインのセクション 6.2 の試験から得られた温度に一致させなければならない。

4 触媒ブロック及びAV、SV 値

試験に使用した触媒ブロックは、提供される SCR チャンバー内で使用される触媒ブロックを代表するものでなければならぬ。AV、SV 又は LV 値について、フルスケールの試験の場合、このガイドラインのセクション 6.2 のテストで得られた値の±20%の範囲でなければならぬ。スケーリングされたテストの場合には、上記に対応させなければならない。

5 還元剤

還元剤の濃度は、実際の運転における排気ガス中の還元剤濃度を代表するものでなければならぬ。

6.3 計測の安定

6.3.3.1 全ての計測は、安定後に記録されなければならない。

6.3.4 モデルから導かれたデータリスト

6.3.4.1 テクニカルファイル中で与えられる運転データは、モデリング処理、又はその他の正当なものから導き出されなければならない。

6.3.4.2 排気ガス分析器は、NTC2008 付録 III 及び IV、又は、主管庁の承認を得たその他のものに従わなければならない。

6.3.5 SCR チャンバー用の試験成績書

6.3.5.1 NTC2008 のペラグラフ 5.10 によって要求されるように、このガイドラインのペラグラフ 6.3.1.1 に基づき記録されたデータは、試験報告書に記録されなければならない。

6.4 特定放出量の計算

6.4.1 SCRを取り付けたエンジンシステムのNOx 放出値は以下の計算により算出されなければならない。

$$gas_x = \frac{\sum_{i=1}^{i=n} ((100 - \eta_i) / 100) \cdot q_{mgasi} \cdot W_{Fi}}{\sum_{i=1}^{i=n} (P_i \cdot V_{Fi})}$$

ここで、

ηi = このガイドラインのセクション6.3に従って導き出されたNOx 還元率 (%)

q_{mgasi} = このガイドラインのセクション6.2に従つて計測されたNOx ガスの質量流量

W_{Fi} = 重みつけ係数

P_i = このガイドラインのセクション6.2に従う個々のモードで測定された出力。

上記の計算に使用される重みつけ係数及びモードの数 (n) は、NTC2008 のセクション3.2の規定によること。

6.4.2 このガイドラインのパラグラフ 6.4.1 に従い 算出された NOx 放出値 (g/kWh) は、適用される放出規制と比較しなければならない。この放出値は、EIAAPP 証書の追補 1.9.6 (NTC2008 付録 I) に記載される。

6.5 主管庁に提出される試験報告書

6.5.1 このガイドラインのパラグラフ 6.2.2 及び 6.3.5.1 に言及される試験報告書は、セクション6.4による結果と併せ、全体的な書類として統合し、主管庁に提出されなければならない。

7 スキームBの船上確認試験

7.1 SCRを取り付けたエンジンシステムを船上に設置した後かつ運用を開始する前に、初回船上確認試験を行わなければならぬ。

7.2 SCRを取り付けたエンジンシステムは、テクニカルファイルの記載と一致していることを検証されなければならない。

7.3 確認試験は、テストサイクルに関係なく、定格出力の 25%、50%、75%に可能な限り近い条件下において行われなければならない。

7.4 確認試験の各モード点において、テクニカルファイルにある運転値を検証しなければならない。

7.5 NO_x 放出濃度は、SCR チャンバーの入口及び出口において計測されなければならない。NO_x 還元率が計算されなければならぬ。両方の値は、乾式または湿式のいずれかでなければならない。NO_x 還元率に得られる値は、テクニカルファイルの初回確認試験で要求される各モード点での値と比較されなければならない。それぞれのテスト点で得られた還元効率の直は、テクニカルファイルの直に対し、5%を超えて下回ってはならない。

7.6 NO_x 分析器は、NTC2008 第5章の要求に適合したものでなければならぬ。

7.7 SCR を取り付けたエンジンシステムがこのガイドライン第4章で定義されたグループである場合、確認試験は、グループの親エンジンのみに行われるべきである。

附 則

この通達改正は、平成27年9月1日から適用する。

